ふるさと宍粟観光プラットフォーム設置要綱

目次

　第１章　総則（第１条・第２条）

　第２章　プラットフォーム（第３条―第９条）

　第３章　運営委員会（第10条―第14条）

　第４章　部会（第15条―第20条）

　第５章　補則（第21条・第22条）

　付則

第１章　総則

　（趣旨）

第１条　この要綱は、ふるさと宍粟観光プラットフォームを設置するために、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、ふるさと宍粟観光プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）とは、観光立市の実現に向けた取組を持続的に行うためには、市民・事業者・行政など多様な主体が連携し、主体性をもって取組を進めることが不可欠であり、理念や目標を共有し、利害を調整しながら、円滑に協力体制を築くための組織が必要であり、この観光立市の実現に向けた取組を推進する組織をいう。

２　この要綱において、運営委員会とはプラットフォームの活動方針の決定等を行うことを目的に設置する組織をいう。

３　この要綱において、部会とはプラットフォームの活動を推進するため、特定事項の調査、研究等を行うことを目的に設置する組織をいう。

第２章　プラットフォーム

（活動内容）

第３条　プラットフォームは、次の各号に掲げる活動を行う。

（１）多様な主体の参画、連携を促進するコーディネート活動

（２）情報共有のための仕組を提供するデータベース活動

（３）交流・協議のための場を提供するコミュニティー活動

（４）情報発信を一元化するインフォメーション活動

（５）その他プラットフォームの実現に資する活動

　（組織）

第４条　プラットフォームは、その目的に賛同する市内外の会員をもって組織する。

　（会長）

第５条　プラットフォームに会長を置く。

２　会長は、プラットフォームを代表し、（公財）しそう森林王国観光協会理事長をもって充てる。

　（会員登録）

第６条　会員として登録を希望する事業者や団体等は、会長に登録の届出を行うものとする。

２　会長は、前項の届出があったときは、内容の確認を行い、登録を承認する。

３　会長は、前項の承認を行ったときは、登録の届出を行った会員に通知する。

４　会長は、第２項の確認の際に疑義が生じた場合は、登録の届出を行った会員に確認するとともに、疑義が解消しない場合は、承認できない旨を通知する。

　（退会等）

第７条　会員は、プラットフォームの退会を希望する場合、希望する退会日の１ヶ月前までに会長に退会の届出を行わなければならない。

２　会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる。

（１）会員がこの要綱の規定に違反し、又は、プラットフォームの信用を著しく害する行為を行ったとき。

（２）会員が解散し、活動を停止し、又は、会員に営業等の活動実態がないと認められたとき。

（３）会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。

（４）その他プラットフォームの運営に当たって、重大な支障が生じると認められるとき。

　（会費）

第８条　プラットフォームの会員の年会費は、運営上当面は無料とする。

　（秘密保持）

第９条　会員は、プラットフォームの活動を通じて知り得た他の会員の技術的な情報、秘密等を許可なく第三者に開示又は漏洩してはならない。観光プラットフォームを退会し、又は、プラットフォームの活動を行わなくなった後も同様とする。

　　　第３章　運営委員会

　（設置）

第10条　プラットフォームの運営を行うために、運営委員会を設置する。

　（活動内容）

第11条　運営委員会は、次の各号に掲げる活動を行う。

（１）プラットフォームの基本となる活動方針（案）の決定

（２）会員間の情報共有

（３）会員のプラットフォームに関する取り組み事例の情報共有

（４）部会の設置、変更及び廃止の承認

（５）部会のプラットフォームに関する取り組み事例の情報共有

（６）部会及び会員間の共創の促進に関する活動

（７）部会及び会員からの地域課題の解決等に資する提案への支援に関する活動

（８）その他プラットフォームの実現に資する活動

　（組織）

第12条　運営委員は、会員より選出する。

　（委員長及び副委員長）

第13条　運営委員会の会務を総括するため、運営委員会に委員長１名を置き、運営委員の互選により選出する。

２　委員長を補佐し、委員長事故等あったときはその職務を代理するため、運営委員会に副委員長１名を置き、運営委員長の指名する者をもって充てる。

　（会議）

第14条　運営委員会は、委員長が招集し、その議事を司る。

２　委員長は、運営委員会の開催を文書（電磁的記録による文書を含む。）による合議をもって、運営委員会の開催に代えることができる。

３　運営委員会の議事は、運営委員の総意により決する。ただし、出席委員で意見が割れる場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

　　　第４章　部会

　（設置）

第15条　運営委員会に部会を設置することができる。

　（活動内容）

第16条　部会は、分野別に設置され、特定事項に調査、研究等を行う。

　（組織）

第17条　部会は、部会が扱う特定事項について専門的知見又は能力を有する会員の中から選任する。

２　部会は必要に応じ、会員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

　（会長及び副会長）

第18条　部会に会務を統括する会長及び会長を補佐し、会長に事故等があったときにその職務を代理する副会長をおく。

　（活動報告）

第19条　部会は、活動状況について、適宜、運営委員会に報告するものとする。

　（その他）

第20条　部会の活動等について、その他必要な事項は部会ごとに定めるものとする。

　　　第５章　補則

　（事務局）

第21条　プラットフォームの推進と運営に係る事務を所管する部署に事務局を置く。

　（雑則）

第22条　この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。